

令和8年度 第1回 千葉県いじめ問題対策連絡協議会（概要）

日時：令和8年8月6日（木）午前9時30分～午前11時30分

会場：千葉県教育会館 新館 501会議室

1 開 会

2 千葉県いじめ問題対策連絡協議会長（千葉県教育委員会教育長）挨拶

3 会員紹介

4 説 明

（1）千葉県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

千葉県いじめ問題対策連絡協議会について、事務局より説明。

5 協 議

（1）いじめ問題の状況について

千葉県のいじめに関する状況等について、事務局より説明後、質疑応答。

【意見・質疑応答】

・特になし

（2）いじめ問題対策に係る各機関・団体の意見交換

いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況等について

各機関・団体の取組状況（資料「いじめ問題対策に係る各機関・団体の取組状況等」参照）を確認し合い、これに基づいて質疑応答並びに意見交換。

【意見・質疑応答】

〈議長〉

- ・各機関・団体の取組について、事前に質問を受けており、該当する各機関・団体から回答をお願いしたい。
- ・1つ目は、「スクールカウンセラーの配置」についての質問である。

〈児童生徒安全課〉

- ・県立高等学校に配置しているスクールカウンセラーについては、大規模校や定時制・通信制課程設置校等にスーパーバイザーを配置している。
- ・中学校重点校については、各教育事務所から毎年度推薦を受け、配置校を決定している。

〈議長〉

- ・2つ目は、「情報モラル教育研修への講師派遣」についての質問である。

〈児童生徒安全課〉

- ・インターネットやSNSに関する知識については、児童生徒の方が教職員よりも精通している場合があると認識している。
- ・学校、家庭及び関係機関が連携しながら、情報モラル教育やデジタルシティズンシッ

ブ教育を推進し、児童生徒が危険を察知し自らを守る力を身に付けられるよう支援している。

- ・教職員への情報提供の充実を図るとともに、保護者に対してはペアレントコントロールの活用等について周知していく。
- ・知事部局や警察等の関係機関と連携しながら継続して取り組んでいく。

〈議長〉

- ・3つ目は、「道徳教育推進プロジェクト事業」についての質問である。

〈学習指導課〉

- ・小中学校の推進校は、県内5つの教育事務所ごとに、特色ある道徳教育推進校の指定を近年受けていない市町村を優先し、当該市町村の教育委員会から小学校及び中学校各1校の推薦を受け、地域バランスを考慮して、小学校5校、中学校5校の計10校を選定している。また、県立学校については、県内を6地区に分け、各地区から特色ある道徳教育推進校の指定を近年受けていない学校を優先して選定し、高等学校5校及び特別支援学校1校を指定している。
- ・推進校とそれ以外の学校との間で、いじめ件数等を比較する調査は実施していないため、その効果を数値的に示すことはできないが、推進校への訪問の際には、児童生徒の規範意識や他者への思いやりの向上などの成果が報告されている。

〈議長〉

- ・4つ目は、「指導主事訪問等を通したいじめ防止対策の取組」についての質問である。

〈特別支援教育課〉

- ・特別支援学校におけるネットパトロールについては、健康福祉部こども・若者政策課の青少年ネット被害防止対策事業で実施しているネットパトロールから情報提供を受けている。
- ・問題のある書き込みが確認された場合は児童生徒の在籍する学校へ連絡し、必要に応じて学校での指導を行うことでいじめの早期発見・未然防止につなげている。
- ・特別支援学校の強みである一人一人に応じた、個々の障害特性に応じた丁寧な保護者との連携、関係機関との連携を進めているところである。

〈議長〉

- ・5つ目は、「教育相談事業」についての質問である。

〈子どもと親のサポートセンター〉

- ・電話相談の夜間業務は外部委託しており、相談責任者及び電話相談員により対応している。
- ・相談責任者は公認心理師又は臨床心理士の資格を有し、3年以上の相談業務経験を有する者が担当している。
- ・電話相談員についても、公認心理師、臨床心理士、学校心理士、社会福祉士等の有資格者で、1年以上の相談業務経験を有する者が対応している。
- ・相談責任者は、電話相談員に対し、適切な相談ができるよう、指導や助言を行う。緊急対応が必要な相談については、支援体制を保持し、相談対応が円滑に進むようにしている。

〈議長〉

- ・ 6 つ目は、「青少年ネット被害防止対策事業」についての質問である。

〈こども・若者政策課〉

- ・ ネットパトロールでは問題のある書き込みを発見した場合、教育委員会等へ連絡し削除依頼や指導を行っている。
- ・ いじめ等の緊急性が高い案件については学校、教育委員会、警察等と連携して対応しているほか、毎月ネットパトロールの結果と情報を教育委員会等に情報提供している。
- ・ 令和7年度は特に問題のある書き込みを110件確認しており、その内容は、件数の多いものから、個人情報の公開が41件、暴力・問題行動が30件、個人を特定した誹謗中傷が17件等であった。
- ・ 今後の対策方法等については、まずネットパトロールの周知について、生徒指導担当や管理職の先生を中心に研修等を活用して周知していくとともに、児童生徒に対しては、ネットパトロールの結果や最新の情報等をもとに、インターネット上の危険性や適正な利用について各学校で講演するインターネット適正利用啓発講演を実施しており、これらを活用したさらなる周知の強化を図っていく。
- ・ ネットパトロールをより効果的に実施するため、学校名の略称や学校行事名等をアンケートにより収集し、キーワードとして活用した調査を行っている。今年度からは、特定の地域や学校に関連する投稿が集中している場合などに早期に異常を検知するAI分析ツールも活用しながら、更なる検索、監視体制を強化している。

〈議長〉

- ・ 7 つ目は、「スクール・サポーター制度」についての質問である。

〈千葉県警察本部生活安全部少年課 少年センター〉

- ・ 小・中・高等学校及び特別支援学校からの要請を受けた上で、警察官や警察職員OB等で構成されたスクール・サポーターを派遣している。
- ・ スクール・サポーターの具体的な活動としては、校内巡視、生徒指導部会での助言、生徒指導場面への同席、関係機関との連携支援、登下校時の見守り等を行っている。
- ・ 学校からは、トラブルの未然防止や児童生徒、教職員の安心感向上につながっているとの評価を受けており、本制度が、児童生徒、保護者、教職員の心理的負担感の減少に寄与できていると捉えている。
- ・ 今年度については、令和8年7月末時点で、県内小・中学校22校において派遣活動を実施しており、現在は、夏休み明けに向け、派遣に関する相談や連絡をしている状況である。

〈議長〉

- ・ 8 つ目は、「GIGAスクール構想に伴うサイバーセキュリティ対策」についての質問である。

〈学習指導課〉

- ・ GIGAスクール構想とは、全国の小・中学校などで1人1台のタブレット等の端末と高速通信ネットワークを整備し、ICTを活用した学習を進める国の政策である。
- ・ 一人一人に合った学びと、みんなで協力する学びを実現するために、1人1台端末を

活用する取組で、県立学校では、各自端末を用意し、取り組んでいる。

〈千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課〉

- ・ G I G A スクール構想に伴うサイバーセキュリティ対策として、小学校を対象に継続的な情報モラル教育等を数カ月にかけて実施している。
- ・ 一方向ではなく、双方向型の学習を取り入れながら実施している。

〈議長〉

- ・ 9 つ目は、「首長部局との連携」についての質問である。

〈千葉県都市教育長協議会〉

- ・ 今回の報告については、前提として千葉県の各市教育委員会の取組を取りまとめたものである。
- ・ 一例として、本市における SNS やアプリを活用した相談体制の整備については、こども家庭センター内にいじめ相談担当室を設置しており、電話、メールのほか、LINE 等を活用した SNS 相談を児童生徒の 1 人 1 台端末から接続できるようにしている。
- ・ 各自治体において、チャット機能を活用した相談など、直接会わなくても相談できる体制づくりを重視し、工夫した取組を進めている。

〈議長〉

- ・ 最後に、「ストレスチェック及び予防教育」についての質問である。

〈千葉大学子どもこころの発達教育研究センター〉

- ・ 大人と子供のストレスチェックは、ストレス要因、ストレス反応、ソーシャルサポートの 3 つの観点から質問する点は共通している。一方、大人向けのストレスチェックは 57 項目であるが、子供向けは 24 項目とし、回答しやすい構成になっている。
- ・ ストレス要因に関する質問では、大人の場合は業務量や職場の人間関係など、仕事に関する内容が中心である。これに対して子供の場合は、学業や進路、友人関係、教師との関係、が主なものとなっており、いじめに関する内容も含まれる。ストレス反応に関する質問では、大人は身体症状に関する項目が多く、子供は心理面の変化が学校への適応状態に表れやすいため、抑うつ・不安・不機嫌・怒り・無力感など、心理面に関する質問の割合が高くなっている。
- ・ ストレスチェックの結果をもとに、高ストレス状態の生徒への学校の対応については、精神科医によるコンサルテーションを行っている。高ストレス状態にある生徒への支援方法について精神科医から学校に具体的な助言が提供されており、実施校からも有効であるとの評価をいただいている。
- ・ いじめ防止教育ビデオ視聴後のアンケートから、いじめを見た時の対処法への知識の深まりや傍観者態度の減少が確認されている。
- ・ いじめの問題においては、加害者と被害者だけでなく、傍観者の存在が非常に重要である。いじめ防止教育ビデオには、いじめを見過ごさず行動することの大切さを理解させ、傍観者的な態度を減少させる効果が期待できると考えている。

〈議長〉

- ・ 事前にいただいた質問は以上である。その他に質問や意見はあるか。

〈千葉県医師会〉

- ・いじめ重大事態の第三者委員会に精神科医を推薦しているが、子供が最初に医師に相談する際に、小児科を受診するが多い。そのため、小児科医もいじめ重大事態第三者委員会の推薦候補に入れることを検討してほしい。
- ・子供や保護者が相談しやすい体制を構築するためにも、学校と医師との連携が重要である。

〈児童生徒安全課〉

- ・第三者委員会等の構成については、専門性を踏まえながら人選について検討していく。

〈議長〉

- ・その他に質問や意見はあるか。

〈千葉県弁護士会〉

- ・生成A I を活用したディープフェイク画像等の性被害に関する問題が顕在化している。従来のネットトラブルとは異なる側面もあるため、現状や対策について確認したい。

〈こども・若者政策課〉

- ・現状、ネットパトロールのみでディープフェイクポルノ等を特定・把握することは難しい。
- ・学校等からディープフェイクポルノ等の相談があった場合は、A I 等を活用しながら検索し、確認を行っている。現時点で学校等からの相談をもとに発見された事例はないが、指導・啓発の充実が重要である。

〈児童生徒安全課〉

- ・長期休業前にSNSや生成A I の適切な利用について、児童生徒や保護者へ注意喚起を行っており、今後も効果的な周知方法について検討していく。

〈千葉県高等学校長協会〉

- ・生成A I は利便性が高い一方、学校現場では新たな課題も生じている。ICT活用以前に情報モラルや適切な利用方法の指導が重要である。
- ・警察等による情報モラル教育は非常に有効であり、入学当初に行うことが大切である。
- ・学校現場のみでは対応が困難な部分も多いことから、引き続き専門的な観点から医師・弁護士・警察も含め、各関係機関と連携の充実を図っていきたい。

〈千葉県弁護士会〉

- ・今後も関係機関と連携しながら、未然防止や啓発活動の充実を図っていきたい。

〈議長〉

- ・次に、いじめ問題対策に係る意見交換を行う。今回は、事前にいただいた意見等を踏まえ、3つの観点について、皆様と意見交換をする。
- ・まず初めに、昨今、問題となっている「ネットいじめ」について本協議会の構成機関である、ネットいじめ対策専門部会での協議内容の報告を求める。

〈ネットいじめ対策専門部会長〉

- ・「ネットいじめ対策専門部会」の協議内容を報告。
(資料「ネットいじめ対策専門部会報告書」参照)

〈議長〉

- ・ただ今の報告を踏まえ、ネットに関連するいじめについて、学校現場からの意見を伺う。

〈千葉県中学校長会〉

- ・中学校長会として、県教育委員会をはじめ、ネットパトロール、スクールロイヤー及び各関係団体における啓発活動など、連携を図っていただき大変感謝している。
- ・中学校現場ではネットによる誹謗中傷、グループからの仲間外れ、画像加工、個人情報の無断投稿等への未然防止及び早期対応を継続して行っている。
- ・特に、ネットに関するいじめについては、関係生徒が多数であったり、他校生徒が関係していたりするなど、生徒への確認、生徒指導や保護者対応に多くの時間を要する場合がある。善悪の判断意識の低い生徒、理解力や判断力が厳しい生徒、先の見通しや相手の気持ちを察することができない生徒への指導が必要である。
- ・一方、情報モラル教育や啓発活動により、生徒及び保護者の意識向上が図られていると感じている。
- ・生徒からの報告によりLINEグループ内の不適切な書き込みが発覚し、解決に至った事例があった。先生に安心して相談できる良好な人間関係づくりが重要である。
- ・正義感や良識ある言動がとれる生徒を増やすこと、生徒が楽しいと感じる学校を作ることがいじめ撲滅に欠かせない。
- ・いじめ撲滅への理解と意識を、生徒、保護者へ今後もしっかりと伝えたとともに、いじめを許さないという教員及び学校の姿勢が大切である。

〈千葉県小学校長会〉

- ・1人1台端末の普及及びスマートフォン利用の低年齢化により、大人の見えない場所で巧妙化、潜在化し、ネットトラブルが発生する場合がある。オンラインゲームやSNSを介した人間関係トラブル、学校で使用しているタブレット端末

を利用した誹謗中傷トラブルも発生している。

- ・学校支給端末には一定の制限があるが、私物端末を使用した事案に学校がどこまで対応すべきかの判断が難しい。
- ・様々な関係機関や企業の情報モラル教育を年間計画に取り入れ、継続して指導を積み重ねることが重要である。
- ・スマートフォンの利用について、家庭でできるルール等、警察とも連携をさらに進めていく必要がある。

〈こども・若者政策課〉

- ・ネットパトロールでは、専門的な知見やノウハウ、AI等最新技術を持つネットパトロールに精通した事業者へ委託し、県内の全ての中学校、高等学校、特別支援学校等629校を対象に、生徒が利用しているSNSなどについて、検索、監視を行っている。

- ・ネットパトロールでは、問題投稿の多くがSNS上で確認されているが、令和7年度は問題のある書き込みが前年よりも減少しており、インスタグラムのティーンアカウント機能など、事業者による安全対策の効果も一定程度認められている。
- ・ネットパトロールで把握できるのは公開された情報に限られ、鍵付きアカウントやグループチャットなど閉鎖的な空間で行われるいじめやトラブルの把握が困難であるため、ネットパトロールと並行して、インターネットの適正な利用について、教育・啓発を推進していくことが重要である。
- ・学校等からの要請に応じて、ネットいじめ防止対策の内容を含むインターネット適正利用啓発講演の実施や受講者へのリーフレット配付、誹謗中傷やネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生及びその保護者、中学1年生及びその保護者、高校1年生に対して作成・配付するとともに、動画広告を配信した。

〈生涯学習課〉

- ・ネットいじめを含むあらゆるいじめの未然防止・早期発見に向け、保護者の気付きを促す家庭教育支援に重点を置いて取り組んでいる。
- ・学校から発信する家庭教育支援プログラムでは、県ホームページに資料を掲載し、スマホ利用時のルール作りや誹謗中傷への対処法について、学校の学級懇談会等での活用を啓発している。
- ・家庭教育リーフレットの作成・配付事業では、小・中学生版に「情報モラルを身につけよう」というコラムを掲載し、ネット利用時に被害者にも加害者にもならないよう、家庭内ルールの重要性を伝えている。
- ・成果として、プログラムが学校だより等に活用されているほか、リーフレットは新入生説明会等を通じて保護者へ周知されている。
- ・一方で、教職員への効果的な周知や、内容の随時更新が今後の課題である。今後は関係課が主催する会議や研修会において情報提供や説明を積極的に行い、更なる周知と事業の充実を図る。

〈議長〉

- ・次に、性被害・性加害の防止や対策について意見交換を行う。この事柄について、問題提起をした千葉県弁護士会の発言を求める。

〈千葉県弁護士会〉

- ・性被害・性加害事案については、通常のいじめ事案とは異なり、センシティブな情報が含まれることから配慮が必要である。
- ・昨年度の本協議会以降、県教育委員会としての対策状況や各団体が作成したマニュアルの周知等の対応について確認したい。

〈児童生徒安全課〉

- ・近年、性犯罪・性暴力は重大な社会問題となっており、特にSNSの普及に伴い、児童生徒が性的画像や動画の撮影・拡散などの被害に遭う事案が発生し、その被害は深刻化・複雑化している。
- ・学校現場では、性暴力事案が発生した際の具体的な対応に苦慮し、対応が遅れる場合があることも課題となっている。
- ・このような状況を踏まえ、県では昨年度から「児童生徒間の性暴力事案に対する学校

の対応マニュアル」の作成を進めており、本マニュアルには、性暴力事案を把握した際の初期対応、被害児童生徒への支援、関係機関との連携、さらには未然防止の取組などを盛り込む予定である。

- ・現在、環境生活部くらし安全推進課と連携し、千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会の専門家の意見を伺いながら内容の精査を進めており、今後、同協議会における協議・承認を経て、令和9年度から学校現場への周知を図っていききたい。

〈保健体育課〉

- ・子供たちが性暴力を含む様々な暴力の加害者、被害者、傍観者になることを防ぎ、一人一人の命や人権を尊重する態度を育むことを目的として、生命（いのち）の安全教育を推進している。生命（いのち）の安全教育は、国において教材等が作成され、全国的に推進されている取組である。
- ・本県でも、令和5年4月の全国展開以降、各学校に周知するとともに取組の推進を図ってきた。令和6年度取組状況では、生命（いのち）の安全教育の取組実施率は、100%となっている。
- ・一方で、使用する教材や実施方法については学校ごとに様々であったことから、県教育委員会では今年度から、毎年5月を「生命（いのち）の安全教育強化月間」と位置付け、各学校において年間指導計画に本教育を位置付けるとともに、国が作成した教材を活用した授業や教職員研修の実施を促し、取組の充実と一層の推進を図っているところである。
- ・生命（いのち）の安全教育では、自分自身の心や体を大切にすることはもとより、他者の人格や尊厳を尊重し、互いを大切にすることを重視している。こうした学びは、児童生徒の人権意識や自他尊重の意識の醸成につながり、いじめの未然防止の基盤となるものと考えており、今後も、取組状況の検証や好事例の横展開を進めるとともに、関係機関とも連携しながら、生命（いのち）の安全教育のねらいを踏まえた取組の充実に努める。

〈千葉県高等学校長協会〉

- ・性被害事案では初期対応が極めて重要である。児童生徒間の性暴力事案に対する学校の対応マニュアルの整備は非常に有効であると考えている。
- ・学校に相談が寄せられる場合は、比較的早期の解決につながりやすい。一方、大きな事案になってからの対応は非常に難しいため、引き続き各関係機関と連携し、対応していきたい。
- ・学校だけでは対応が困難な場合もあり、医療・福祉・警察等との連携が不可欠である。被害者の心身のケアのみならず、加害者の更生も必要になってくる。

〈千葉県特別支援学校長会〉

- ・障害のある児童生徒は、障害特性により性被害に遭いやすい傾向があると言われている。相手に強く断ることが難しい、危険を予測しにくい、自分が被害を受けていることを認識しにくい、あるいは誰にどのように相談すればよいか分からないことなどが背景にあり、被害が表面化しにくいという課題がある。
- ・高等部の被害者側の特徴として、自分に起きた出来事を言葉で説明することが難しく、被害の状況が十分に伝わらないことがある。また、相手に「嫌だ」「やめて」と言えず、言われるままになってしまうことも少なくない。そのため、一度の被害で発覚することは少なく、何度か被害を受けてから分かるケースもある。さらに、本人が被害

だと認識しておらず、友人に話した内容から教師が把握したり、保護者からの相談で発覚したりする場合もある。

- ・被害が起こりやすい場所は、校内よりも下校時の駅の多目的トイレやホームの死角、休日に二人で会う場面など、校外で発生することが多い。学校では死角を減らす取組を進めているが、登下校や休日の行動までは十分に把握することが難しい現状がある。
- ・近年は、裸の画像を送るよう求められても、人間関係が崩れてしまうという不安から断ることができず、本人も悩みながら応じてしまうなど、SNSやスマホを介した被害も大きな課題である。学校では、情報モラルや性に関する指導を繰り返し行っているが、知識だけでは防ぎ切れない難しさがある。
- ・一方、加害者側については、相手がすぐに拒否したり相談したりしないため、自分の行為の重大性を十分理解しないまま繰り返してしまうことがある。学校の生徒指導や警察の介入などによって初めて、自分の行為が重大な性加害であったことに気付くケースも見られる。
- ・事案が発生した場合は、特に初期対応が重要になる。初期対応で関係が悪くなるとその後の対応が困難となるため、丁寧な事実確認を行い、被害者・加害者双方への適切な生徒指導を行う必要がある。同時に保護者への説明と対応が必要となるが、被害を受けた保護者の怒りや不安は非常に大きく、学校の対応だけでは納得が得られず、警察への相談に至るケースもある。そのため、被害者への心理的ケアを最優先とし、スクールカウンセラーなどの専門家による継続的な支援体制を整えるためにも、スクールカウンセラーの各校への配置は、とても重要である。
- ・特別支援学校における性に関する指導は、被害者にならないためだけではなく、加害者にならないための大変重要なものである。学校では、プライベートゾーンを大切にすること、相手の気持ちを考えること、嫌なことは「嫌」と伝えること、困ったときに相談できる大人を決めておくことなどを繰り返し指導している。
- ・日頃から教職員が生徒の小さな変化に気付き、安心して相談できる関係を築くことが、被害の早期発見・早期対応につながる。今後も、性に関する指導と相談体制の充実に取り組んでいくことが重要であると考えている。

〈千葉少年鑑別所〉

- ・法務少年支援センターにおいて、非行や犯罪に関する相談業務の受付対応を行っている。また、矯正局では、様々な非行や問題行動に対応するためのワークブックを作成している。
- ・矯正局の委託業者である小学館集英社プロダクションが作成した性暴力防止に関するワークブックがあり、その内容を参考にしながら、非行防止教室や法教育の出前授業などを実施している。
- ・問題行動が実際に起きてしまった後の事後支援も行っており、更生プログラムも支援ツールの一つとして活用している。実際に支援の依頼をいただいた場合には、なぜその事案が起きたのか、その背景にどのような課題があったのかという点を丁寧に把握することが重要であるため、まずはアセスメントを行い、その子供の状況や課題を把握した上で支援を進めている。

〈千葉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課〉

- ・AIについては、本来、人間が作成する情報やコンテンツを、比較的容易に作成することができる技術となっており、その利便性がある反面、使い方を誤ることで様々な問題を引き起こす可能性がある。

- ・子供たちにとって、インターネットやデジタル技術は身近な存在であり、日常的に利用する環境にあるため、正しく利用するための教育が非常に重要であると考えている。「いかに正しく活用するか」という視点で、実際の事例を用いながら啓発活動を行っている。また、子供たちの中には、軽い気持ちで行った行為であっても、それが犯罪に該当する可能性があることを十分理解していない場合があるため、被害者にならないための教育だけでなく、加害者にならないための教育も重要であると考えている。
- ・学校からの依頼に応じて、児童生徒向けの講話だけでなく、教職員向けの研修も実施できる。最新の事例や技術的な手口、サイバー犯罪の現状等について情報提供を行い、学校現場における指導や対応に役立てていただきたい。

〈議長〉

- ・最後に、子供のＳＯＳを受け止める切れ目のない支援体制について意見交換を行う。まず初めに、千葉市教育員会の取組について伺う。

〈千葉市教育委員会教育支援課〉

- ・各学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談体制を構築している。
- ・校内の教育相談部会や生徒指導部会等でアセスメント及びスクリーニングを実施し、必要に応じて各関係機関と連携している。
- ・ＳＯＳを受け止めるツールとして、教育相談ダイヤル２４及びＳＮＳ相談についても長期休業前に児童生徒に周知している。

〈児童生徒安全課〉

- ・近年、生徒を取り巻く環境が大きく変化しており、多様化する悩みや不安に適切に対応するためには、教職員による組織的な生徒理解が不可欠である。一方、業務の多忙化により十分な生徒理解が難しく、いじめや生徒間トラブルなどの課題も生じている。
- ・この課題を踏まえ、県では、生徒の心身の状態やＳＯＳを一元的に把握し、複数の教職員による効率的かつ組織的な支援を行うため、令和８年７月から全県立高校に生徒の見守り支援システムを導入し、運用を開始している。本システムでは、生徒がスマートフォンやタブレット端末等を用いて、心身の状態や相談希望を日常的に発信できるほか、ストレスチェックやいじめアンケートも実施できる。学校は、これらの情報を一元的に管理することで、生徒のＳＯＳへの早期対応や教育相談など、継続的な支援につなげることができる。
- ・また、保護者からの欠席連絡に加え、生徒が登校していない場合には、学校から保護者に、その旨を通知する機能も備えており、生徒の状況確認の迅速化にも役立っている。
- ・今後は、各学校の活用状況を把握するとともに、効果的な運用事例を共有し、生徒の悩みや不安の早期発見・早期解決につなげていく。

〈子どもと親のサポートセンター〉

- ・電話相談、来所相談、オンライン相談、メール相談、ＳＮＳ相談の５つの相談窓口を開設し、児童生徒や保護者が相談しやすい方法を選び、いつでも相談できる体制を整えている。
- ・電話相談は、休日、夜間を含めた２４時間、メール相談は、２４時間相談を受け付け

ている。SNS相談は、小学4年生から中高生を対象にしたLINEを活用した相談窓口となっており、ゴールデンウィーク前後や長期休業明けには、毎日相談できる特設期間を設けている。オンライン相談は、顔を出さずにチャットでも相談することができる。

- ・子供たちから寄せられる相談は、「家族との関係」「友人関係」「学校生活」に関する相談が多い。「いじめ」や「自殺念慮・企図・自傷行為」に関する相談もあり、緊急を要する案件については、夜間、休日を問わず警察や児童相談所、学校などと連携して対応している。

〈千葉県方法務局〉

- ・いじめなど、子供の人権問題に関する電話相談窓口として、フリーダイヤルでこどもの人権110番を設置しており、法務局職員及び人権擁護委員が、子供とともに悩み等について考える取組を行っている。また、毎年、全国一斉で「こどもの人権110番強化週間」を設けている。今年度は、8月28日からの1週間を強化週間としており、強化週間中は受付時間を延長するとともに、土日も相談対応を行い、子供たちからの相談を受け付けている。
- ・こどもの人権SOSミニレターの取組では、各小学校・中学校に配付しており、子供たちが悩みや困り事について相談できるようにしている。
- ・人権教室では、人権擁護委員が講師となり、いじめなどの問題について考える機会を設けるとともに、他者への思いやりの心や命の尊さを理解してもらうことを目的として、小学生及び中学生を対象に実施している。昨年度の実施状況は、千葉県内において、延べ約4万8,000人を対象に、約1,200回実施した。
- ・全国中学生人権作文コンテストについては、人権尊重の重要性や必要性について理解を深めてもらうことを目的として実施しており、現在、多くの応募をいただいている。
- ・千葉県独自の取組として、千葉県子供の人権ポスター原画コンテストを実施している。子供たちが、人権ポスターを描くことにより、人権尊重の必要性について、一層の理解を深めることを目的としている。昨年度の応募は、393校で、5103点が出品された。引き続き、人権意識を一層深めるとともに、思いやりのある豊かな社会の実現につなげていきたい。

〈千葉県公認心理師協会〉

- ・いじめ事案のなかには、看過できないひどいものがあるが、中には、子供同士の関係で、加害、被害を分けがたい事案もある。いじめ事案の場合、被害の訴えから始まるという仕組みがあるため、加害側、被害側と分けて事情を聞き、対応することが多く、被害を訴える子供には、安心安全の確保とともに、心理的ケアとしてスクールカウンセラーの活用を考えることが多い。
- ・一方で、加害側の子供には、どちらかというと指導という枠組みで対応されることが多い。しかし、トラブルや失敗をしてしまう子供には、集団のなかで自分自身が困っているという子もかなりの割合でいるように思われる。相手の意図を取り違えたり、刺激に大きく動揺したり、周りのことに気が付かなかったりなどがあり、注意されることはあるけど、褒めてもらえない。そういったものが重なって不調和な行動に向かっていく。そういう子供の対応に、心理職、スクールカウンセラーを活用するのも有効ではないかと思う。本人が、トラブルや失敗が何から起きたのかを振り返り、他の選択肢はどんなものがあるかを考えることは、大人でもなかなか難しいことで、まして、子供に「考えなさい」と言って、時間を与えれば1人でできるものではない。一

緒に考え、試行錯誤しながら継続的に関わる人が、欠かせないと思う。

- ・先生方も常に見守っていると思うが、やはり集団を引っ張っていく大事な役目がある。そこで心理職の活用を考えていただくと良いかと思う。そして、その視点や他職種が関わる流れが校内で共有されることが、切れ目のない支援やいじめの防止につながるのではないかと思う。

〈議長〉

- ・その他に質問や意見はあるか。

〈千葉県社会福祉士会〉

- ・以前中途退学をした生徒に関わった際に、中途退学後に周りの大人の支援がなくなってしまった印象を受けた。中途退学者への支援についての視点も今後考えていく必要があると感じた。

〈千葉県高等学校長協会〉

- ・中途退学前から、中途退学後の支援先等について情報を伝えることが大切である。
- ・学校としても、就労支援機関や福祉機関等から情報をいただき、連携を図っていききたい。

〈議長〉

- ・本日の協議を通じて、関係機関による様々な支援や取組が行われていることを改めて確認することができた。
- ・子供たちへの支援を進めることはもとより、支援する側である大人自身の意識や姿勢も重要であると考えます。
- ・特に、教職員や保護者など身近にいる大人が、子供の声に耳を傾け、SOSを見逃さず受け止める姿勢を示し続けることが大切である。
- ・子供たちを支える責任が社会全体にあることを改めて認識し、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要がある。
- ・本日もいただいた意見を今後のいじめ防止対策及び支援体制の充実に生かしていきたい。

6 諸連絡

7 閉 会